事　務　連　絡
令和８年７月23日

一般社団法人三重労働基準協会連合会長　殿

三重労働局労働基準部長

個人事業者等に対する労働安全衛生法改正の周知及びリーフレット配布について（依頼）

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より労働災害防止行政の推進につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法の改正により、令和９年４月から、労働者と同一の場所で作業を行う個人事業者等に対しても、構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止などの規定が適用されます。

この改正により、個人事業者等が自ら持ち込む機械等についても、安全装置の具備状況や定期自主検査の実施状況を確認するとともに、危険・有害な業務に従事する際には必要な安全衛生教育を受講することが求められます。

特に、携帯用丸のこ盤については、安全カバー（歯の接触予防装置）が正常に機能していない状態や、安全カバーを取り外した状態で使用したことに起因する重大な災害も発生しており、適切な維持管理と使用前点検が重要です。

このたび、法改正の内容及び携帯用丸のこ盤の安全な使用について周知するため、別添リーフレットを作成いたしました。

なお、電子データにつきましては、下記の QR コードから入手いただけます。

つきましては、貴団体会員の皆様に対し、本リーフレットの配布、会報への掲載、ウェブサイト・メールマガジンでの周知、研修会等の機会を活用した情報提供についてご協力いただきますようお願い申し上げます。